

令和8年度 技能講習等のご案内

(公社)福岡県労働基準協会連合会 久留米支部、久留米労働基準協会

| 令和8年度 技能講習等一覧表 | | | 講習会場 | 久留米八女筑紫野 | 学科: 県立久留米高等技術専門校内人材開発センター(久留米市合川町1786-2)、実技:(公社)福岡県労働基準協会連合会筑紫野会場(筑紫野市山家2080-24) 学科: (一社)八女労働基準協会(八女市福富121)、実技:筑後染織協同組合(筑後市久富70) 学科・実技: (公社)福岡県労働基準協会連合会筑紫野会場(筑紫野市山家2080-24) | | | | | | | | | | 大川 | 学科: 大川商工会議所(大川市大字酒見221-6)、実技: JA福岡大城大木かどり(三潴郡大木町上八院1730) | | |
|---|--------------------------------|-------|--------|----------|--|--------|-------|-------|--------|---|---|-----------------|---|---|--|---|-----|--|
| 講習会名 | 日数 | 区分 | 受講料 | | | | | | 料金代 | | | 税込合計 | | | 申込方法 | 受講料支払方法 | 振込先 | |
| | | | 受講料 | 消費税 | 合計 | 料金代 | 消費税 | 合計 | | | | | | | | | | |
| 技能講習 | 小型移動式クレーン運転技能講習 福岡労働局長登録第8号 | 3日間 | 16H※1 | 36,000 | 3,600 | 39,600 | 1,550 | 155 | 1,705 | 41,305 | つり上げ荷重1トン以上5トン未満の移動式クレーンの運転業務に必要な講習(道路上を走行させる運転を除く) 【運転可能な主な小型移動式クレーン】 ・トラッククレーン(積載型トラッククレーン含む)・ハイールクレーン(ラフテレンクレーン含む)・クローラークレーン・鉄道クレーン・浮きクレーン・その他の小型移動式クレーン | 別紙講習日程表をご確認下さい。 | ・小型移動式クレーンに関する知識 ・関係法令 ・力学に関する知識 ・原動機及び電気に関する知識 ・小型移動式クレーンの運転 ・クレーン等に関する知識 ・玉掛けの方法 ・力学に関する知識 ・クレーン等の玉掛け ・荷役に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識 ・力学に関する知識 ・関係法令 ・走行及び荷役の操作 ・原動機に関する知識(17Hのみ) ・作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識 ・関係法令 ・一般的事項に関する知識 ・作業のための装置の操作 ・作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識 ・作業相手に関する知識 ・一般事項に関する知識 ・関係法令 ・走行に関する相手の構造及び取扱いの方法に関する知識 ・走行装置に関する知識 ・走行の操作 ・作業のための装置の操作 ・可燃性ガス及び酸素に関する知識 ・設備の構造及び取扱いの方法に関する知識 ・関係法令 ・設備の取扱い ・安全管理 ・危険性又は有害性の調査及びその結果に基づき講ずる措置等 ・作業環境管理及び作業管理 ・健康の保持増進対策 ・安全衛生関係法令 ・安全衛生教育 | (注)R7年度より申込方法が変更されていますので、ご注意下さい。 WEB予約で予約し、申込書と必要書類をそろえて、(公社)福岡県労働基準協会連合会へ郵送又はご持参下さい。 (注)予約から14日前までに申込書が届かない場合は、自動的にキャンセルとなりますので、ご注意下さい。 申込方法は、従来通りです。 久留米労働基準協会へご持参又はお振込み下さい。講習開始日の10日前までにお振込みお願いします。なお振込手数料は、申込者様にてご負担お願いいたします。 | 受講料は、右に記載の銀行へお振込み下さい。 講習開始日の10日前までにお振込みお願いします。 なお振込手数料は、申込者様にてご負担お願いいたします。 (注)講習開始日10日前までに振込が確認できない場合は、自動的にキャンセルとなりますので、ご注意下さい。 | 1.西日本シティ銀行 天神支店 普通 2075823 2.福岡銀行 本店 普通 6617414 口座名:公益社団法人 福岡県労働基準協会 連合会 | | |
| | | 3日間 | 20H | 40,000 | 4,000 | 44,000 | 1,550 | 155 | 1,705 | 45,705 | | | | | | | | |
| | 玉掛け技能講習 福岡労働局長登録第2号 | 3日間 | 15H※2 | 23,000 | 2,300 | 25,300 | 1,550 | 155 | 1,705 | 27,005 | 制限荷重1トン以上の揚貨装置またはつり上げ荷重が1トン以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの業務に必要な講習 | | | | | | | |
| | | 3日間 | 19H | 23,000 | 2,300 | 25,300 | 1,550 | 155 | 1,705 | 27,005 | | | | | | | | |
| | フォークリフト運転技能講習 福岡労働局長登録第11号 | 2日間 | 11H※3 | 22,000 | 2,200 | 24,200 | 1,500 | 150 | 1,650 | 25,850 | 最大荷重1トン以上のフォークリフトの運転の業務に必要な講習 (道路上を走行させる運転を除く) 【操作可能な主なフォークリフト】 ・ストラドキャリア・コンテナキャリア・トップリフター・クランプリフト | | | | | | | |
| | | 4日間 | 31H※4 | 32,000 | 3,200 | 35,200 | 1,500 | 150 | 1,650 | 36,850 | | | | | | | | |
| | | 5日間 | 35H | 38,000 | 3,800 | 41,800 | 1,500 | 150 | 1,650 | 43,450 | | | | | | | | |
| | 高所作業車運転技能講習 福岡労働局長登録第14号 | 2日間 | 12H※5 | 36,000 | 3,600 | 39,600 | 1,500 | 150 | 1,650 | 41,250 | 作業床の高さが10m以上の高所作業車の運転の業務に必要な講習。(道路上を走行させる運転を除く) | | | | | | | |
| | | 2日間 | 14H※6 | 38,000 | 3,800 | 41,800 | 1,500 | 150 | 1,650 | 43,450 | | | | | | | | |
| | | 3日間 | 17H | 45,000 | 4,500 | 49,500 | 1,500 | 150 | 1,650 | 51,150 | | | | | | | | |
| 車両系建設機械運転技能講習 (整地運搬、積込み用及び掘削用) 福岡労働局長登録第11号 | 2日間 | 14H※7 | 42,000 | 4,200 | 46,200 | 1,500 | 150 | 1,650 | 47,850 | 機体重量が3トン以上の建設機械の運転業務に必要な講習(道路上を走行させる運転を除く) 【操作可能な主な機械】 ・ブルドーザー・トラクターショベル・パワーショベル・バケット研削機・油圧ショベル | | | | | | | | |
| | 5日間 | 38H | 81,000 | 8,100 | 89,100 | 1,500 | 150 | 1,650 | 90,750 | | | | | | | | | |
| ガス溶接技能講習 福岡労働局長登録第6号 | 2日間 | 13H | 15,000 | 1,500 | 16,500 | 800 | 80 | 880 | 17,380 | 可燃性ガスおよび酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の業務に必要な講習 実務経験を積むとガス用溶接作業主任者免許試験の受験資格が得られる。 | | | | | | | | |
| | 2日間 | 10H | 13,000 | 1,300 | 14,300 | 1,300 | 130 | 1,430 | 15,730 | 労働安全衛生法第12条の2の規定により、10人以上50人未満の労働者を使用する事業場においては、安全衛生推進者を選任し事業場における安全衛生に係る業務を担当させなければなりません。 | | | | | | | | |

注1) 料金代は、令和7年1月現在の価格です。出版元の価格改定等で料金は変更となる場合があります。

注2) 車両系建設機械運転技能講習(解体用)は、R6年より実施いたしません。

2026/1/20

====受講資格=====

※1 ・運転士免許所持(クレーン、デリック、揚貨装置)、技能講習修了(玉掛け、床上操作式クレーン)

※2 ・運転士免許所持(クレーン、デリック、揚貨装置、移動式クレーン)、技能講習修了(小型移動式クレーン、床上操作式クレーン)

※3 ・大型特殊自動車運転免許(カタピラに限るを除く)所持者、自動車運転免許証を有し、フォークリフト特別教育終了後、3ヶ月以上の経験がある方

※4 ・自動車運転免許所持者

※5 ・移動式クレーン運転士免許所持者、小型移動式クレーン運転技能講習修了者

※6 ・自動車運転免許所持者、車両系建設機械(整地等)(解体用)、フォークリフト、ショベルローダー等、不整地運搬車のいずれかの運転技能講習修了者

※7 ・大型特殊自動車運転免許所持者、不整地用運搬車運転技能講習修了者、自動車運転免許証を有し、車両系建設機械(整地用、解体用)、不整地運搬車特別教育のいずれかを修了し、その後3ヶ月以上経験がある方

(注1) 実務経験者は、実務経験証明書が必要です。

(注2) 台風、大雪等により講習を実施することが困難な場合は、講習を中止又は延期いたします。

※申込詳細については、別紙「技能講習等の申込について」を参照願います。

| | |
|--|------------------------------------|
| お問い合わせ・お申込み先 | 久留米労働基準協会 〒830-0021 久留米市篠山町6-381-1 |
| TEL : 0942-34-5531, FAX : 0942-35-2602 | |
| Email : k-rouki@galaxy.ocn.ne.jp | |